



市役所からのお知らせ

●文中の「SC」はサービスセンターの略

小・中学校の支援サポーターなどを募集します

書類審査と面接で採用を決定します。期間は4月から来年3月まで(⑤は5月から)。報酬は1時間891円(1千250円)。応募締切は1月29日(金)。詳しくは、市ホームページをご覧ください

複数のサポーターをご希望のかたはご相談ください。

◆広報ID番号 10000008

【問い合わせ(平日午後4時まで)】

①⑤は教育研究所

☎(865)2530

②③④は学校教育課

☎(888)5808

①学級生活支援サポーター

支援内容▶支援を必要とするお子さんの学校生活全般に対して

勤務▶1日4、5時間で週4、5日

対象▶次のいずれかを満たすかた

(1)教員か保育士の免許があるかた

(2)手話通訳か要約筆記の経験があるかた

(3)学校などで子どもの支援にあつたことがあるかた

たつたことがあるかた

②日本語指導支援サポーター

支援内容▶海外出身などで、日本語の指導が必要なお子さんに対して

勤務▶1日4、5時間で週4、5日

対象▶次のいずれかを満たすかた

(1)日本語指導支援の資格か経験のあるかた

(2)海外にルーツをもつお子さんの支援に関心のあるかた

(3)児童・生徒の指導経験のあるかた

(4)中国語、タガログ語、モンゴル語、ネパール語、英語などを話せるかた

③学校給食支援員

支援内容▶学校給食に関わる事務や食物アレルギーのあるお子さんに対して

勤務▶1日4時間で週5日

対象▶エクセルの操作ができ、次のいずれかを満たすかた

(1)栄養士か調理師免許のあるかた

(2)集団給食の管理運営や調理業務経験のあるかた

④学校司書

支援内容▶学校図書館の環境整備や読書相談、調べ学習の支援など

勤務▶1日4時間で週5日

対象▶エクセルの操作ができ、次のいずれかを満たすかた

(1)図書館司書(または司書補)、司書教諭の資格があるかた

(2)児童・生徒の指導経験のあるかた

(3)本が好きで、子どもの読書活動に関心のあるかた

⑤学校行事等支援サポーター

支援内容▶運動会や校外学習などで、支援を必要とするお子さんに対して

勤務▶1回1〜6時間で月数回

対象▶1回1〜6時間で月数回

勤務▶1回1〜6時間で月数回

勤務▶1回1〜6時間で月数回

勤務▶1回1〜6時間で月数回

勤務▶1回1〜6時間で月数回

勤務▶1回1〜6時間で月数回

勤務▶1回1〜6時間で月数回

勤務▶1回1〜6時間で月数回

勤務▶1回1〜6時間で月数回

オンライン日本語教室の講師を募集

外国のかたに日本語を教える講師を10人程募集します。教室は、4月から来年3月までの毎週火・木曜(36回の予定)の午後6時30分〜8時、オンライン会議システムで実施します。謝礼は1回につき2千700円。



応募資格▶70歳未満(令和3年4月1日時点で、次の①〜④のいずれかを満たし、他の講師と協同して教室運営に協力でき、Eメールで報告・連絡などが可能なかた

①大学または大学院で日本語教育を専攻したかた(専攻中も可)

②日本語教育能力検定試験合格者または日本語教師養成講座420時間以上を修了したかた

③150時間以上の日本語指導経験またはそれに相当する教授歴があるかた

④日本語講師の研修を修了し、かつ日本語指導経験のあるかた

*①〜④のいずれかを満たすかたが日本語を母語としない場合、日本国際教育支援協会が主催する日本語能力試験で1級かN1を有することが要件です。

申し込み▶履歴書と、応募資格・生年月日が確認できる書類(写し)などを

2月12日(金)(必着)までに提出してください。募集要項など詳しくは、市ホームページをご覧ください

◆広報ID番号 1018430

●問い合わせ 企画調整課国際都市間交流担当 ☎(888)5464

上下水道設備小規模修繕受注業者の登録申請

上下水道局が発注する施設設備の小規模修繕(50万円以下)の受注を希望する業者の登録申請を、上下水道局総務課(川尻庁舎3階)で受け付けます。申請の手引や様式は上下水道局総務課のほか、市ホームページからも入手できます。

◆広報ID番号 1027376

対象▶次のいずれかを満たすかた

①過去5年間に、登録区分において上下水道局が発注した工事または修繕の受注実績(元請け・下請け)を問いませんがあるかた

②市内に主たる事業所があり、かつ別に定める要件を満たすかた

*市に「建設工事」「測量等」「物品」「小規模修繕」「庁舎清掃」の登録をしているかたも申請できます。

有効期間▶令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

受付期間▶2月1日(月)から26日(金)までの平日、午前8時30分〜午後5時

●問い合わせ 上下水道局総務課

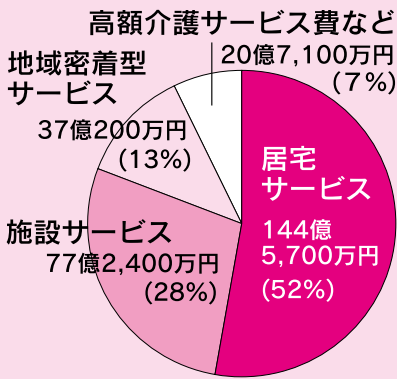
☎(823)8434

文中の「広報ID番号」を、秋田市ホームページ上の検索画面(右)に入力すると当該ページへ移行します

サイト内検索 よくある質問検索 広報ID検索

「広報ID番号」をここに入力!

介護サービス給付費の内訳



令和元年度の介護サービス利用状況
秋田市の要介護・要支援認定者数は、昨年の3月末で1万9千648人でした。その割合は、市の65歳以上の高齢者人口約9万6千人に対し、ほぼ5人に1人となっています。

介護サービスに係る費用も年々増え続けています。令和元年度に、秋田市で介護サービスに使われたお金の給付費は約279億5千400万円、平成30年度に比べ約7億2千900万円増えました。その内訳は左のグラフのとおりです。

介護保険の財源は、半分を公費(税金)で、残り半分を第一号被保険者(65歳以上)の保険料(23%)と第二号被保険者(40〜64歳)の保険料(27%)で負担しています。高齢者だけでなく社会全体で支えていく仕組みになっています。

みんなで
支え合う
秋田市の
介護保険

保険料はみなさんが利用する
介護サービスの総費用に応じて決まり、
利用量が増えれば保険料も増える仕組みです

秋田市の第一号被保険者の介護保険料基準額算出方法

平成30年度～令和2年度の介護保険料

秋田市に必要な介護サービスの総費用

×

65歳以上のかたの負担分(23%)

÷

秋田市内に住む65歳以上のかたの人数

＝

年額74,784円

保険料の納付方法のご確認を

■保険料が特別徴収(年金から引き落とし)のかたでも、次の場合は、一時的に普通徴収(窓口納付)になります。

- ▶年間保険料が減額になった
- ▶年度の途中で65歳を迎えた
- ▶他市町村からの転入
- ▶年金の一時差し止めなど

■高齢のかたは、納付方法が引き落としから窓口納付に変わったことにご気づかず、納め忘れてしまうことがあります。ご家族も納付方法を確認しておきましょう。

■窓口納付のかたには、納め忘れがない便利な口座振替をお勧めします。詳しくはお問い合わせください。

障害者控除対象者認定
書を交付しています



要介護認定などを受けている本人またはその扶養者が、所得税や市県民税を申告する際に提示すると、障害者控除が適用される障害者控除対象者認定書を交付しています。

対象(すべてを満たすかた)

▼令和2年12月31日現在、市内に在住する65歳以上のかた

▼要介護または要支援認定を受けているかた

▼市の判定基準を満たしているかた(申請後に確認します)

①障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けていないかた

②障害者控除が適用される障害者手帳などの交付を受けているかたで、特別障害者に準ずるかた

申請に必要なもの

・障害者控除対象者認定申請書
*下記の申請場所にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。なお、ご本人以外のかたが申請する場合は、同意書(同意欄の自署)が必要です。

◆広報ID番号 1004692

申請場所

・介護保険課(市役所2階)
・河辺・雄和の各市民SC

*認定結果は、審査後申請者に郵送します。

●問い合わせ

介護保険課 ☎(888)5675

生活援助サービス
従事者研修を実施します

要支援認定者などの自宅に訪問し、掃除や買い物などの生活援助を行う「訪問型サービスA」の従事者を養成します。

全日程受講後、指定事業所でサービス提供者として従事することができ、なお、事業所への就職相談会を実施しますが、勤務を保障するものではありません。

対象▶18歳以上のかた(訪問介護事業所のヘルパーとして従事可能な資格をもっているかたや、要支援・要支援認定者、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者を除く)
日時▶1月25日(月)・27日(水)、2月8日(月)、午前9時～午後5時
会場▶市役所の職員研修棟研修室
テキスト代▶1千430円 定員▶25人
申し込み▶電話またはEメールで、住所、氏名、生年月日を長寿福祉課へお知らせください。

☎(888)5668

Eメール ro-wfg@city.akita.akita.jp